

高知県教育委員会 会議録

令和3年12月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和3年12月24日(金) 13:30

閉会 令和3年12月24日(金) 14:55

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	合田 和穂
〃	教育次長	菅谷 匠
〃	教育次長	黒瀬 渡
〃	教育政策課長	小笠原直樹
〃	教職員・福利課長	中平 貢正 (付議第3号は除く)
〃	小中学校課長	武田 浩志 (付議第4号は除く)
〃	教育政策課課長補佐	三谷 玲子
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	北村 朋理 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	前田つぼ美 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	12月定例委員会を開催する。
教育次長	(提案説明)
教育長	付議第3号は人事議案のため、付議第4号は個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第3号及び第4号を非公開の取扱いとする。

【付議第 1 号 高知県教育委員会に係る高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する
 条例の施行に関する規則議案 (教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

永野委員	例えば、県立学校の入試申請の際に必要な証紙を貼り付ける代わりに、電子納付が使えるのか。
事務局	順次整備していくと可能になる。奨学金の申請や補助金に関するものが多いが、デジタル化に向けて順次整備していく。
永野委員	一般の県民の方に利用周知をして使えるようになるにはどれくらいかかるのか。
事務局	早いものは今年度中に可能となる。
教育長	申請自体はもっとあるが、電子申請ができるように教育委員会は 200 程度、県全体では 4,000 程度整備するのではなかったか。
事務局	補助金が一番多く、補助金のメニューごとに対応していく。 中にはどうしても押印が必要なものがあるので、全部が電子化するにはまだ時間がかかる。
永野委員	例えば、カードを利用して証紙代を支払うとか、そういう決済もできるようになるということか。
平田委員	県立学校は、資格を取ったり上級学校へ行くために卒業証明書の発行申請を受け付ける機会が結構ある。電子納付ができるようになると、ずいぶん便利になる。県外に住んでいる人も多いので、ぜひ学校にそういったことが可能なことをアピールしてほしい。
事務局	県外の方は収入証紙を買うのも一苦勞である。
平田委員	県外で高知県収入証紙は買えないので、代金分を送付してもらい、事務職員が代理で買いに行って、というようなことをやっていたと思う。
事務局	今後県庁全体で電子申請のサービスが広がっていくと思う。この規則の制定によって高知県の教育現場でも乗り遅れないようにしていく。
教育長 各委員 教育長	付議第 1 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 1 号を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案

(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

永野委員	<p>参考資料1の改正の目的に文部科学省通知や「学校組織の在り方検討委員会」とあるが、どういう背景があるのか。働き方改革なのか、事務職員の仕事内容の改革が必要でこういった改正があるのか。また、説明では、この「学校組織の在り方検討委員会」をモデルにしながらも高知県独自のものも加味してとあったが、それを事務職員評価の評価軸に改めて投影していくのか、分類しただけにとどめるのか、周知しただけにとどめるのか。</p>
事務局	<p>1点目については、働き方改革を進めていくために教員でなくても可能な業務をまずは事務職員にやっていただき、あわせて、事務職員が学校経営に参画していくことで学校そのものも変えていこうというところが大きい始まりである。2点目については、事務職員の評価については様々な研修を段階的、職位的に実施していくこととあわせて、職位的に求められる職務内容、姿を明確にしてそれに基づく評価をしていくことを考えている。</p>
永野委員	<p>評価項目も検討していくということか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
教育長	<p>元々、平成31年の働き方改革の前に、平成29年にいわゆる学校における事務職員の職務規定が学校教育法の一部改正によって「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変わり、事務職員の仕事の在り方が大きく見直された。それに伴い、教員の働き方改革も含めて事務職員の活躍の場を学校の中で拡大していく中で、法律の「事務をつかさどる」を具体的に職務を定め、例えば学校徴収金のような、教員が本来の業務以外に持っている業務を軽減して、教員の働き方改革も併せて進めていこうとした。そういったことがスタートだと理解している。</p>
永野委員	<p>事務職員の仕事の仕方を点検したら、そういうところにメスを入れないといけないということと、働き方改革が加わりこういう流れになったということか。</p>
教育長	<p>特に最近では地域や保護者との連携といったこともあるので、経営に事務職員を入れて、しっかりと事務職員としての役割も果たしていただきながら、あわせて教員の業務軽減に繋げていく。ただ事務をつかさどるといっても、具体的な目安がないので、高知県としては国の通知等を参考にしながら、標準的な業務、望ましい業務と位置づけていくが、作っただけでは実現しないので、具体的な導入の手順を踏みながら徐々に事務職員に活躍の場を拡大していってもらう形で取り組みを進めていきたい。</p>

永野委員	高知県の事務職員は勉強熱心で、色々と事務内容の開発もされていたと思うので、そういったことも国の方へ反映されていったらいいと思う。
平田委員	学校における働き方改革で、もう一つ話題になっている部活動については、資料4ページの別表「1 主として学校の教育活動に関すること」の「教育課程及び学習指導に関すること」の中に網羅されているのか。
事務局	標準的な業務についてなので、部活動は学校の教育活動の一環ではあるが、教諭が必ずしなくてはならない業務ではないという位置づけである。
平田委員	教諭は、学校を預かったら、「2 主として学校の管理運営に関すること」の「学校の組織運営に関すること」にある校務分掌に関する業務や、学年や学級の運営などは必ず持つべきで、部活動は持たなくてもいいということだと学校は成り立たないと思う。
事務局	学校の教育活動の一環である部活動を否定するものではないが、部活動は必ずしも教員があたる必要がないという整理になっている。できるだけ外部の人材も活用して部活動を行うことで、教員が本来の学級経営等の時間を確保できるようにしていくというのが流れとしてある。
平田委員	現行では、部活動は学習指導要領の中で短い文言ではあるが規定されている。部活動については今までも校長が認定すれば、学校外の人が持つことができ、学校によっては実際にそうしている方もいると思う。この資料を見たときに心配したのは、教諭の職務内容で部活動がどこに入るのか、教育課程の編成の中に入るのかと聞かれたときに、どう答えていただけなのかということである。
事務局	部活動は教員の標準的な職務にはあたらないという整理だと思っている。
教育長	部活動自体は教育課程の中には入っていない。
教育次長	学習指導要領の中では、教育課程というよりも学校教育活動等に関連する活動として書かれている。学習指導要領に書いてある内容が教育課程全部ではない。
事務局	部活動を否定するわけではなく、例えばソフトボール部があったとして、ソフトボールをやったことがない教員が指導にあたることが増えてきている。それが教職員への負担になっている部分があるので、地域に専門の方がいればその方に指導をお願いするなど、外部人材を活用することが推奨されている。

平田委員	<p>教員はその学校に部活動があれば未経験でも顧問をしなければいけないと思う。部活動を学校が設定しておいて、そこで子どもがケガをしたときに、顧問がついていなければ問題になることはあると思う。資料4ページについて、部活動の位置づけの質問を受けたら学校側できちんと答えられるようにしておいていただきたい。</p> <p>もう1点質問だが、別表第一の事務職員の標準的な職務（案）の資料5ページの「業務の簡素化・効率化・移管・削減の検討（ICT活用等）」の部分で、「自動採点システム（拡充）」とあるが、総合教育会議では〇×の採点を行うもので、学校現場の教員は大変喜んでしていると聞いた。具体的に、採点システムはアンケートなどを事務職員にやってもらうのか。採点というと点数をつける教科指導だと思うが、具体的にどういったことを拡充していくのか。</p>
事務局	自動採点システムは3校の県立学校に導入している。
教育長	これは事務職員にさせるわけではなく、教員の働き方改革で負担軽減のために教員が使う採点システムのことでないのか。
事務局	<p>教員が行うものである。普段使っている定期テスト等でも、スキャナでテスト自体を読み込んで、解答欄の部分を選択し、〇×やアイウエオなどの選択問題に関しては自動的に判別するが、記述式についてはそれができないので目視で採点している。採点業務や集計業務といった面ではかなり効率化されて喜ばれており、ソフトを使った採点業務の実現ということである。アンケート機能についても、教員が採点する業務を効率化させるものと捉えていただきたい。</p>
平田委員	説明の意図は分かったが、スクールサポートの方にも直接教科に関係ない採点業務を担っていただいているものが現在あるのではないのか。
事務局	高知県では校務支援というが、小中学校に配置して採点業務をしていただいている。
平田委員	教員というのは、採点しながら、個々の生徒を見つめ、どれくらい分かっているのかを考えて子どもたちに返していくのが大きな仕事だと思う。
事務局	自動採点システムでも、教員が回答を全く見ずに機械が勝手にやるわけではなく、どう回答しているかを見ることができる。選択問題については自動的にシステムが採点し、記述式は直筆のものをみて判別するというようになってくる。そういう面では、しっかり理解度が進んでいるのかを把握しながらのシステムになっている。
平田委員	働き方改革に取り組んでいることから、学校現場には意識の変化も求めないと進まない。少しでも学校現場が助かればと思う。

<p>弥勒委員</p>	<p>先生の負担を減らすことについては賛成だが、今先生がどういう時間の使い方になっていて、その結果どれくらいの残業時間になっているのか、その背景となる部分について教えていただきたい。制度の主旨は事務職員の守備範囲をもっと広げて、教員は教員にしかできない業務に集中することだと思うが、現行の事務職員の人数で賄うことができるのか、教員に負担が集中して事務職員の負担は軽いというアンバランスがあるのか、事務職員も十分忙しいので守備範囲を広げるのであれば事務職員の人数も今後増やしていくのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>背景としては、平成 28 年に国からの学校の実態調査で、教員の働き方について、いわゆる時間外に相当する部分の確認があった。今手元に細かい数字がなく恐縮だが、月 60～80 時間の残業があるという数字が出てきており、いわゆる過労死水準に達する時間外をしているということで、まずは月 45 時間、年間 360 時間という時間外の上限時間を定め、それを一つの目安として時間外縮減に向けた改革が始まっている。高知県でもデータをとっているが、令和 2 年度では 35 校の小中学校に校務支援員という事務補助の職員を入れており、これらの学校の実態では 45 時間を越えていない月がある教員は約 24%で、4 人に 1 人となっている。県立学校ではだいたい 75%、4 人に 3 人は基準が守られている。逆に小中学校は 4 人に 3 人が守られていないという実態がある。校種によって教員の働き方が違ってくるが、小学校は担任制なので朝から夕方まで基本的に教室にいないといけない。給食も一緒に食べて、各授業の間の休み時間にしても生徒からの質問などあれば席を外してゆっくりする時間もなく、ホームルームが終わって生徒が帰ってから授業準備や校務をしないといけないといった、恒常的に時間外が発生するような働き方になっている。中学や高校は教科制なので、教科がない時間に授業準備や校務などができるが、部活動が入ってくるので、部活の指導があれば必ず放課後にやらないといけない、そこが恒常的に時間外が増える要素になっている。部活動についてはガイドラインを設けていて、平日に 1 回、土日に 1 回休みをとり、平日は 2 時間まで、土日は 3 時間までという基準を中学校まで作っている。高校は校長が認めれば平日は 3 時間、休日は 4 時間までという基準で、部活動も一定の基準のもとにやっていくことで働き方を変えていこうとしている。令和 4 年度には文部科学省で全国調査をする予定である。平成 28 年度から働き方改革や時間外の上限の取組もやっているの、その検証や令和 4 年度の調査も踏まえて、今後どういった働き方、どういう仕組みにしていけないかという議論が国の方で始まるという状況になっている。</p>
<p>弥勒委員</p>	<p>事務職員は今後増やす方向なのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>教職員ほどひどい残業時間は学校現場の事務職員にあるということはない。決算の時期や月末など忙しい時期は当然あるので時間外が全くないわけではないが、教員よりは少し余力がある。教員のしていた仕事をそのま</p>

<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>ま事務職員が持つと、単純にその分が時間外になるので、事務の現場も ICT 化して余力を作るなど工夫をしながら学校全体で働き方の見直しをしていく必要がある。このために人を増やすのは本末転倒なので、仕組みが変わる間に臨時的に人を増やすことはあるかもしれないが、恒常的に事務職員を増やす考えは今のところ持っていない。</p> <p>付議第 2 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 2 号を原案のとおり議決する。</p>
----------------------------	--

【付議第 3 号 教職員の人事議案

(小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

【非公開】

<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>【非公開議案】</p> <p>付議第 3 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 3 号を原案のとおり議決する。</p>
----------------------------	--

【付議第 4 号 令和 3 年度高知県児童生徒表彰(後期)受賞者の決定議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>【非公開議案】</p> <p>付議第 4 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 4 号を原案のとおり議決する。</p>
----------------------------	--

(5) 議決事項

付議第 1 号から第 4 号

原案どおり議決